

一人親家庭の母・父の就業や就学を支援 ～新たに父子家庭の父も対象に～

一人親家庭の母や父の就業・就学を支援するための各種事業を行っています。4月から、新たに父子家庭の父も対象になります。いずれも事前に相談が必要です。



自立支援教育訓練給付金事業

医療事務やヘルパーなど、適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。なお、受講前に申請し、対象講座の指定を受ける必要があります。

対象 市内に住所があり、次の全ての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父

- ◆児童扶養手当の受給者または同様の所得水準の人
- ◆受講開始日に雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人
- ◆当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる人

支給額 かかった費用の20%(4,000円を超えて10万円まで)

問い合わせ こども家庭課 ☎229-3155 FAX229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)

高等技能訓練促進費等事業

看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に高等技能訓練促進費と入学支援修了一時金を支給します。

対象 市内に住所があり、次の全ての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父(父子家庭の父は平成25年4月以降に入学する人が対象)

- ◆児童扶養手当の受給者または同様の所得水準の人
- ◆養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ◆仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる人
- ◆過去に同給付金を受けたことがない人
- ◆同趣旨の給付金(求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金など)の受給資格のない人

高等技能訓練促進費

支給額(月額)

	平成24年3月 末までに入学 した人	平成24年4月～ 平成25年3月末 に入学した人	平成25年4月 以降に入学す る人
市民税 非課税世帯	14万1,000円	10万円 (最長3年間)	10万円 (最長2年間)
市民税 課税世帯	7万5,000円	7万5,000円 (最長3年間)	7万5,000円 (最長2年間)

入学支援修了一時金

支給額 市民税非課税世帯は5万円、市民税課税世帯は2万5,000円を修了後に支給

一人親家庭に小学校入学祝品を支給

対象 津市に居住する一人親家庭など(母子・父子家庭など)で、4月に小学校へ入学する子どもと生計を共にする養育者

支給内容 図書カード5,000円分を後日郵送

申し込み 印鑑(スタンプ印を除く)と津市福祉

医療費受給資格証(一人親家庭等)または児童扶養手当証書(児童扶養手当全額支給停止の人は支給停止通知)または戸籍謄本を持参し、こども家庭課または各総合支所市民福祉課(福祉課)へ

申込期間 4月1日(月)～30日(火)

問い合わせ こども家庭課 ☎229-3155 FAX229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)